



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3317号 2016.10.24 発行

芸術でも障害者が輝ける場所を 29日まで千代田区で絵画展



東京新聞 2016年10月24日
口で筆を操って描く実演をする古小路浩典さん=23日、東京都千代田区で(平野皓士朗撮影)

障害者の可能性をアートにも一。手の不自由なアーティストが描いた絵画約六十点を展示する「口と足で描いた絵」が二十三日、東京交通会館(東京都千代田区)で始まった。折しも国会では、障害者の芸術活動を支援する「障害者文化芸術推進法」の制定に向けた動きが本格化している。関係者らは、二〇二〇年東京五輪・パラリンピックを機に芸術の分

野でも障害者の活動の幅が広がることを期待する。(荒井六貴)

プロの画家の古小路(こしょうじ)浩典さん(53)が口にくわえた筆を操ると、キャンバスに、縄跳びで遊ぶクマが浮かんだ。

初日の会場での実演を終え、古小路さんは「細かいところは筆が揺れないよう、呼吸を止めながら描く。首と肩に痛みも出るが夢中になると気にならない。完成時の充実感は大きい」。



中学生の時、体操中に頭から落下し、頸椎(けいつい)を損傷。肩から下がまひした。その後、美術館などを訪れるうちに絵画に興味を持ち、画家を志望。家の近くに大学があり、美術館通いや旅行では学生ボランティアに助けてもらえたという。ただ「障害者の文化的な活動をサポートする人は少ない。親などがそうした活動を支えるのは負担が大きい」と話す。

絵画展を主催した「口と足で描く芸術家協会」は年数回、展示会を開いているが、会場費などの負担があり、発表の場をつくるのも簡単ではないという。

こうした課題の解消を目指すのが、国や地方自治体に障害者の芸術活動支援を促す「障害者文化芸術推進法」だ。

会場で古小路さんが口を使って描いた絵=23日、東京都千代田区で(平野皓士朗撮影)

古小路さんは「障害者の可能性を広げるため、芸術などに触れる教育やプログラムの充実を」と法案を歓迎した上で、「障害者と一緒に具体的な内容を詰めてほしい。そうでないと、せっかく仕組みを作ったのに使えないということにもなる」と訴える。

「口と足で描いた絵」は二十九日まで、午前十時～午後七時。会場は東京交通会館地下一階「ゴールドサロン」。絵画の関連商品も販売。問い合わせは「口と足で描く芸術家協会」=電03(3267)2881。

◆支援へ法律制定の動き

身体、知的、精神に障害がある人の芸術活動は、絵画や彫刻のほか、コンピュータグラフィックス、音楽や演劇など多彩だ。

著名人では詩人・画家として知られる星野富弘さんらがいるが、プロとして生計を立てるのは厳しく、「口と足で描く芸術家協会」でも五人ほど。支援団体の「障がい者自立推進機構」のサイトにはアーティストが約二百四十人登録されているが、作業所で別の仕事をしながら創作活動をする人もいるという。

「障害者文化芸術推進法」は、超党派の議員連盟が二十一日に法案内容をまとめ、開会中の臨時国会での提出を目指す。法案は国や地方自治体に対し、障害者の芸術鑑賞機会の拡大、発表の場の確保、優れた作品の発掘・販売の支援や人材育成などを求めている。

厚生労働省の担当者は「自治体の努力が求められてくるので、地域での動きが活発化するのではないか」と話す。

バリアフリーで演劇鑑賞 流山の社協、市教委が挑戦 東京新聞 2016年10月24日



南部充央さん（右端）の指導で、視覚障害者の客席への誘導の研修を受ける参加者

障害の有無で分け隔てることなく演劇を楽しんでもらおうと、流山市の社会福祉協議会や文化会館（市教委）などが11月12日、バリアフリー演劇鑑賞会を協力して開催する。文化会館では初めての試みで、バリアフリーイベントを企画運営してきた事業者による研修を受け、手探りで準備を進めている。

（飯田克志）

今年四月に施行された障害者差別解消法は、行政だけでなく民間事業者も含め、必要な配慮（合理的配慮）をするよう義務づけた。文化会館や市生涯学習センターなどでも観劇や鑑賞できるよう配慮が求められることになった。

「何をしたらいいか分からなかった」（社協担当者）ことから、十五年前から国際障害者交流センター（堺市）のバリアフリーイベントを企画運営している会社「リアライズ」（大阪市）の支援を受け、第一歩として文化会館をよく発表会に利用する高校演劇のバリアフリー鑑賞会を開くことにした。増える高齢者も楽しみやすい催しの企画運営にもつなげる。

鑑賞会では、視覚障害者には場面や役者の様子を同時進行で伝える音声ガイドを、聴覚障害者にはスクリーンに映す字幕や手元で見られる情報端末機による字幕表示を用意する。

今月十八日、リアライズの南部充央さん（41）を講師に、社協や文化会館などの職員らが研修。南部さんは、障害者は自身の障害ではなく、社会にある障害によって不自由な体験をしていると認識することの大切さを指摘した。

参加者は聴覚、視覚、身体、知的などの障害のある人の特性の説明を受けた後、車いすや、アイマスクと白杖（はくじょう）を使ってロビーから客席に移動するなど、障害者が観劇するための「障害」を体験した。参加した女性は「白杖がこんなに大切なものとは思わなかった」と感想を漏らした。

鑑賞会の演目は、今月八、九日に文化会館であった柏、流山、野田の三市の高校を対象にした秋季発表会で優勝した県立野田中央高校の「その子はだあれ？」と、準優勝の同柏中央高校の「ナナハン・ララバイ」。

社協担当者は連絡した障害者から「失敗してもいいからやってみて」と激励されたといい、「いろいろな団体と協力して準備していきたい」と話した。南部さんは「施設のハード面だけで障害者を受け入れられないと考えがち。まずやってみて改善していくことが大切」とエールを送る。

音声ガイド、字幕表示のほか、車いす席、補助犬の同伴についてのサポートもあり、いずれも事前に申し込む。入場無料。開演は午後二時。

問い合わせは、文化会館＝電04（7158）3462＝へ。

汚部屋とADHDと私 金沢・みっとさん 症状に合う整理術 講演



中日新聞 2016年10月24日
無くし物を防止するための工夫を披露するみっとさん＝金沢市保古の就労移行支援事業所パトリで

自ら注意欠陥多動性障害（ADHD）で、その症状に着目した整理術などを動画投稿サイト「YouTube」で配信する金沢市在住のみっとさんの講演会「汚部屋ドキュメンタリー 部屋とADHDと私。」が二十三日、金沢市保古の就労移行支援事業所パトリであった。（蓮野亜耶）

十一月に開所する同事業所の説明会の一環。市民約五十人がみっとさんの話に聞き入った。

よく無くし物をするというみっとさんは、無くし物を防止するための自作装置を披露。財布やスマートフォンなどの形にくりぬいたパズルのような一枚の板に物を置いていくことで、無くし物をなくすという。

みっとさんは、「周りの理解、配慮、努力があれば発達障害の人もできることが増える」とし、「障害がある側も、相手にどうしてもらえようまくできるかを伝える必要がある」と語った。

「認知症カフェ」で100人交流



加古川・志方町 神戸新聞 2016年10月23日
認知症カフェのスタッフと談笑する参加者たち＝加古川市志方町志方町、志方公民館

認知症の人やその家族が交流できる認知症カフェ「あさがおカフェ」が23日、兵庫県加古川市志方町志方町の志方公民館で初めて開かれた。約100人が参加し、飲み物を手に情報交換や会話を楽しんだ。

地域で認知症の人や高齢者を支えようと、社会福祉士などで作る「ウェストねっと」（事務局・地域包括支援センターかこがわ西）が企画。地域住民や認知症サポーターらが運営に当たる。

この日は、カフェとともに、社会福祉士らによる介護相談室も開かれた。訪れた人は専門家から話を聞いたり、同公民館の文化教室に通う子どもと世代を超えて交流したりした。

同カフェの山崎久美子代表は「地域の中の結びつきができる場。介護の息抜きや悩みの相談に気軽に訪れてほしい」と呼び掛けた。

毎月第4日曜の午前10時～正午。次回は11月27日。参加費は1人200円（飲み物と軽食付き）。（津田和納）



<台風10号>落ち度検証重ね教訓に

河北新報 2016年10月24日
濁流に巻き込まれた友人を捜す住民ら。間もなく警察が遺体を見つけ、身元が判明した＝9月3日、岩手県岩泉町浅内地区

岩手県岩泉町に大きな爪痕を残した台風10号豪雨は、間もなく発生から2カ月となる。県内の死者は同町を中心に20人に上り、いまだ3人が行方不明となって

いる。同町の危機管理の甘さが露呈したことに加え、高齢者グループホームでは入所者9人が犠牲になり、福祉施設の防災の死角を浮き彫りにした。痛ましい犠牲から得られる教訓の検証はこれからだ。

台風が岩手沿岸を直撃した8月30日夕、岩泉町の高齢者グループホーム「楽(ら)ん楽(ら)ん」は小本(おもと)川の濁流に襲われ、入所者9人が死亡した。翌日夕、現場を見た。窓ガラスは全て割れ、屋根の真下外壁には浸水の痕がくっきりと残っていた。

9月3日には道路寸断で孤立状態となった同町浅内地区の集落に入った。住人が避難せず濁流に消えた友人を捜していた。一緒に流された友人の妻は前日に遺体で見つかった。集落の仲間が「2人を一緒にしたい」と流木をはねのけた。

なぜ、これほど甚大な被害になったのか。

台風が迫っていた8月30日午後4時半ごろ、伊達勝身町長は自ら車で小本川の水位を見て回った。午前中には避難準備情報を全域に出した。避難勧告や指示を出さなくても「大丈夫だろう」と判断した。

直後、雨が激しくなった。盛岡地方気象台によると、同町の午後6時21分までの1時間降水量は観測史上最多の70.5ミリ。川は一気に増水し濁流と化した。

町役場は住民からの電話が鳴りやまず、まひした。「楽ん楽ん」の犠牲について伊達町長は「早めに避難勧告を出していれば助かったかもしれない。私の責任だ」と謝罪した。

「楽ん楽ん」を運営する医療法人社団「緑川会」の落ち度も重なった。職員たちは要介護者の避難を促す避難準備情報の定義を知らなかった。隣の3階建て介護老人保健施設が2011年9月に洪水被害に遭っていたのに水害避難マニュアルも作成していなかった。

災害時の行政機能まひや災害弱者の犠牲は、過去にも繰り返されている。

昨年9月の関東・東北豪雨で鬼怒(きぬ)川が決壊し、2人が死亡した茨城県常総市も避難勧告を出すのが遅れた。住民や関係機関から電話が殺到し混乱した。04年7月に新潟・福島豪雨に襲われた新潟県三条市では、死者9人のうち7人が65歳以上の高齢者で、うち4人が介護認定を受けていた。

常総市の災害対応の第三者検証委員で筑波大システム情報系の白川直樹准教授(河川環境工学)は「避難情報は川の水位や降雨量が一定基準に達したら機械的に出すのが望ましい。情報系統が複雑になれば遅れにつながる」と指摘する。

岩泉町ではライフラインがほぼ復旧し、仮設住宅の建設も始まった。住民生活が落ち着いた段階で、町は第三者を交えた危機対応の徹底検証と防災計画の見直しに着手すべきだ。

緑川会も対応を迫られる。なぜ9人が犠牲になったのか、遺族の納得は十分に得られていない。原因を突き止め、説明を尽くす責任がある。入所者避難の課題を洗い出すことが、教訓につながるはずだ。全てを「想定外」で片付けてはならない。(盛岡総局・横山勲)

大規模災害備え 福祉避難所の運営訓練...四万十市 読売新聞 2016年10月24日



要介護者を間仕切りの中に移す訓練などに取り組む施設職員ら(四万十市安並で)

南海トラフ巨大地震など大規模災害に備え、四万十市安並の介護老人福祉施設「四万十の郷」で23日、福祉避難所の運営訓練が同市では初めて行われた。市内の福祉関係者や地元住民ら約70人が、災害弱者への支援について学んだ。

福祉避難所は、大規模災害が発生した際、介護が必要で一般の避難所での生活が難しい高齢者らを受け入れる。市内では「四万十の郷」を含め、計5か所の福祉施設が指定されている。

訓練は、震度7の巨大地震が発生して、一般の避難所に入った住民の中に要介護者がおり、市災害対策本部から「四万十の郷」に受け入れの要請があったという想定で行われた。

施設の職員は、布製の避難所用間仕切りを組み立てて、2・1メートル四方の〈個室〉を準備。到着した家族から、「認知症はあるか。どの程度か」「歩くことはできるか」「トイレは使えるか」などと障害や認知症の程度を丁寧に聴き取り、状況に応じて振り分けていた。

神戸の田園に広がる伝統の技 「つぼき」って？ 神戸新聞 2016年10月23日



稲わらを幾重にも積み上げた「つぼき」=23日午後、神戸市北区淡河町東畑

神戸市北区淡河町の田園地帯で、刈り取った稲わらを円すい形（直径約1メートル、高さ約1・5メートル）に積み上げた光景が広がっている。

地元では「つぼき」と呼ばれ、昔は家畜用の餌や畳の材料などに使われていたという。内側が雨でぬれないように、頂上部分はわらでしっかりと結ばれている。

近くの障害者支援施設「上野丘更正寮」の職員や利用者が、地域のお年寄りに作り方を教わりながら約10年前から取り組んでいる。翌年の初夏に同施設が作るスイカ畑の敷きわらとして使うという。

かつては稲刈り後によく見られたが、農作業の機械化が進み少なくなった。同施設職員の男性（53）は「伝統の技を若い人たちと受け継ぎたい」と話した。（中西大二）

【主張】補選で自民2勝 改革の断行へ弾みとせよ 産経新聞 2016年10月24日

参院選後、初めての国政選挙となった衆院東京10区、福岡6区の補欠選挙で、いずれも自民党の候補が当選した。

東京10区は小池百合子氏の都知事転出に伴う後継者選びであり、福岡6区は鳩山邦夫元総務相の吊い合戦との色合いが濃かった。自民党にとっては、勝って当たり前の選挙だったともいえる。

自民党は原子力発電所の再稼働問題が争点となった先の新潟県知事選で、支援候補が野党系候補に敗れる失態を演じた。今回の勝利で悪い流れを断てたことを今後の国政にどう結びつけるかだ。

忘れてはならないのは、今は期限の区切られた国会中であるということだ。眼前に横たわる未解決の諸懸案に具体的な結果を出していくことが大切である。

それこそが衆参で3分の2の勢力を占める巨大与党の責務だろう。だが、政策の断行を躊躇（ちゅうちょ）し、放置したままにしているケースが目につくことは大きな問題だ。

最たる例が国民の負担増やサービスの抑制項目が並ぶ社会保障制度改革である。

高齢者医療では75歳以上の保険料を最大9割軽減している特例廃止などの負担増が焦点となっている。介護でも保険料負担を所得に応じた仕組みに変更する案などが検討されている。

ところが、選挙への影響を懸念してか与党には慎重論が相次いでいる。議論は深まらず、決着点が見えてこない。

安倍晋三首相は経済財政諮問会議で「歳出改革を加速してもらいたい」と医療費削減への意気込みはみせたが、具体策には言及せず踏み込み不足の感が否めない。

膨張を続ける医療・介護費をどう賄っていくかは避けて通れない課題である。これまでも選挙への影響を理由に負担増の先送りを繰り返してきたが、これでは制度はいずれ立ち行かなくなる。このままでは「改革を避けるために選挙をしている」との批判が出て不思議ではない。

広範な支持を得ている今こそ、たとえ痛みを伴う改革でも、支払い能力に応じて負担する必要性を丁寧に国民に説明し、理解を得なければならぬ。

民進党は重要政策の一致を後回しにし、またも票目当てで共産党などと「野合」した。蓮舫代表はこうした野党共闘の限界を自覚すべきだ。

社説／マイナンバーカードの利用-税と社会保障だけではもったいない

日刊工業新聞 2016年10月24日

マイナンバー（社会保障・税番号）の個人番号カードの発行が1000万枚の大台を超え、利用拡大が期待される。国民の理解を得るために、利便性や活用方法を分かりやすく説明する専任のエバンジェリスト（伝道師）を設置してはどうか。

マイナンバーそのものはすでに通知されているが、カードは希望者のみに交付する。一時のシステムトラブルが解消されたことで、8月は1日平均7405枚の申請があった。9月の累計発行数は約1100万枚。これは計画の3分の1程度だ。

それでも1000万枚を超えたことで、カードを実際に利用する場面は今後、増えてくるだろう。民間のシステム事業者は「1000万枚あれば商売のタネになる」という。政府関係者は「1億枚を達成する」と目標を掲げる。

マイナンバーカードは表面に顔写真、裏面に個人番号（マイナンバー）が記載され、その横にICチップを搭載する。これらを使い、公的個人認証サービスとして本人であることを証明する「電子証明書」と、利用者が作成した情報が正しいことを証明する「署名用電子証明書」の二つの機能を提供する。

例えば通信販売などのオンライン手続きで他人の「なりすまし」を防止できる。またICチップには空き容量があり、一定のルールで利用可能。すでに先進的な自治体では公共図書館の利用者カードや、母子手帳のような子育て情報記録に使っている。コンビニエンスストアで本人かどうかを確認し、住民票などの証明書を交付する仕組みを作った自治体もある。

2017年7月にはマイナンバーの個人向けサイト「マイナポータル」が開設される。転居届などの一括処理が可能になるなど利便性も高まり、普及促進が期待できる。

マイナンバーが税や社会保障専用ではもったいない。個人認証を活用した新ビジネスを生み出すには、まず多くの国民がカードの存在と利便性を知ることだ。ここは仕組みを分かりやすく説明する「エバンジェリスト」の出番ではないか。

社説：孫の世代を考えた年金改革が必要だ

日本経済新聞 2016年10月24日

年金支給額を抑えるための新たな方策を盛り込んだ年金改革法案を巡り、与野党の対立が激しくなっている。現行制度の下では、早いうちに年金給付を抑えておけば、将来の年金を想定以上に大きく下げなくて済む。国会では、世代間のバランスを踏まえた本質的な議論を期待したい。

厚生年金や国民年金は原則として、毎年の物価や現役世代の賃金の変動に合わせて支給額を改定している。今回の法案で焦点になっているのは、物価・賃金が下がった場合の扱いだ。

今は物価より賃金の方が下がっていても、物価分だけしか支給額を下げない。しかし法案では賃金と同じだけ支給額も下げるとした。制度を支える現役世代の収入が減るのなら、年金もそれに準じてもらおうとの考えだ。これに対し野党は「高齢者の生活が打撃を受ける」と批判を強めている。

年金制度は2004年の改革で大きく変わった。現役世代の負担を考慮して保険料に上限を設け、その財源の範囲内で年金を給付することにしたのだ。

厚生年金保険料率などの引き上げは17年で終わる。その後は一定の保険料収入と現在約

130兆円ある積立金を取り崩しながら、年金を支給する。今の高齢者に多く支給すれば、将来の高齢者のための財源はその分厳しくなる。

今回の法案の中には、今と将来世代のバランスを取るための別の方策も盛り込まれている。年金支給を毎年小刻みに切り下げていく「マクロ経済スライド」と呼ばれる仕組みの見直しだ。

現在、同スライドは物価や賃金さが下がるデフレ下では実施できない。法案では、デフレ下で実施できなかった分は持ち越して、物価や賃金上がった年にまとめて引き下げるとしている。

どちらも年金をもらっている高齢者にとっては厳しい措置になる。しかし、孫の世代のための改革と考えれば、理解を得られないだろうか。保険料を負担する人は減り、年金受給者は増えるのだから、どちらも痛みを分け合って、制度の持続性を高めていくしかない。国会では国民の理解が深まる議論をしてもらいたい。

デフレ下で年金がどうなるのかばかり議論している場合でもない。デフレを脱し、安定して賃金上がる環境作りに政府や与野党は全力を尽くすべきだ。それこそが年金制度の安定にもつながる。

社説：介護保険見直し 「解散」気にせず取り組み 京都新聞 2016年10月23日

3年ごとの介護保険制度の見直しで、2018年の改正に向けた政府の議論が本格化している。焦点は、介護の必要度が比較的低い「軽度者」向けサービスの扱いだ。

高齢化で介護費用が膨らみ続ける中、制度を維持するために軽度者向けを縮小し、中重度者にサービスを重点化する。それが議論の基本方向だが、年明けの衆院解散の臆測が広がるにつれて与党から慎重論が上がり、年内の着地点が見えなくなってきた。

課題を先送りすれば、当面の「痛み」も避けられそうに見える。だが、状況はひっ迫している。政治が本来果たすべき役割にしっかり向き合い、介護度の軽重を問わず誰もが安心、納得できる仕組みづくりを広い視野で考えてもらいたい。

厚生労働省は、重い方から「要介護5～1」「要支援2、1」の7段階のうち、要介護1と2の人向けの生活援助サービス（ヘルパーによる掃除、調理、買い物など）を介護保険の対象から外し、市町村事業に移すことを検討してきた。

ところが解散風に吹かれて先送りとなり、生活援助を保険の枠内にとどめた上で、介護事業者に支払う報酬を引き下げる案が浮上している。問題は、サービスの質、量ともに低下する恐れがある点だ。

介護職員が慢性的に不足する中、今の単価でも事業者にとっては決して楽ではない。大幅減額となれば撤退を余儀なくされる可能性もある。実際、先行して市町村に移行中の「要支援1、2」の人向けサービスでは報酬削減が進み、地域によっては事業者から「続けられない」との声も上がっているという。

とりわけ生活援助は、認知症の人や独居の人の自立を支え、重度化を防いでいる面が大きい。サービスが滞れば家族の負担が増すケースも出て、「介護離職ゼロ」という安倍政権の目標とも相いれなくなる。

課題を先送りしても別の課題が生じ、「痛み」が避けられないのが今の制度の実情だ。これまでも指摘してきたことだが、必要なのは介護保険財政の枠にとどまらず年金、医療、税制などを含めた広範な改革である。

18年は介護報酬と診療報酬が同時改定される。消費税増税の再延期の影響もあって、財務省は利用負担増や給付削減を、介護と医療の両面で強く求めている。介護の軽度者に関しては車いすなどの福祉用具貸与の負担増も検討項目だが、これも見送りが濃厚だ。

保険料アップを提案されている現役世代や経済界からは「コスト削減が先」との声が上がる。政治の役割は、どの世代や立場にも対立を生まず、多様なニーズを包み込む制度をつくることだろう。

今国会の年金制度改革法案の審議で先日、年金支給額改定の新ルールに基づく長期試算が示された。例えばこうしたシミュレーションを医療と介護についても出せないだろうか。年金・医療・介護について20年後や30年後の姿がイメージできれば、どの世代にも社会保障制度が身近になる。「応分の負担」の在り方を私たち一人一人も考えたい。

平成28年10月22日付け 朝日新聞の所得代替率の記事について抗議しました

厚生労働省 2016年10月22日

10月22日付けの朝日新聞朝刊1面に掲載された「年金 不適切な試算 厚労省 支給割合 高く算出」という標題記事について、以下のとおり事実誤認があり、朝日新聞社代表取締役社長に対して厳重抗議を行い、記事の訂正を求めました。

1. 所得代替率とその計算式は平成16年改正の際に法律に規定され、厚生労働省はそれに従って、平成21年・26年の財政検証を行い、その結果を公表している。したがって、記事中「厚生労働省が年金の試算で不適切な計算方式を使い、現役世代の平均的な収入に対する年金額の割合（所得代替率）が高く算出されるようになっていた。塩崎恭久厚労相が21日の衆院厚労委員会で明らかにした」とあるのは、明らかな事実誤認であり、国民に誤った情報を伝えるものである。

2. 国民年金法及び厚生年金保険法においては、所得代替率（サラリーマンOBと専業主婦の夫婦二人分の名目年金額を、現役世代の平均的な可処分所得（税・社会保険料を控除したもの）で割ったもの）が50%を上回るような給付水準を将来にわたり確保することを保障している。直近（平成26年）の財政検証においても、経済再生と労働参加が進めば、50%を上回る水準が確保できることを確認している。したがって、記事中「政府は厚生年金の所得代替率について『50%以上を維持』と公約しているが、将来的に割り込む可能性が高くなった」とあるのは、明らかな事実誤認であり、国民に誤った情報を伝えるものである。

3. 平成28年10月21日の衆議院厚生労働委員会において、塩崎厚生労働大臣は長妻昭議員の質問に対して、所得代替率の計算方法を長妻議員が指摘された方法にすると、所得代替率がものさしとしての役割を果たせない旨を答弁した。したがって、記事中「塩崎氏は年金の試算について『役割を果たしていないこともありうる』と述べ、不十分だと認めた」とあるのは、塩崎大臣の答弁内容を明らかに誤解した記事である。

4. 国際的にみると、所得代替率については各国でそれぞれの制度を踏まえた適切な方法で計算されているが、OECDでは、諸外国の年金制度の将来の年金水準を、統一的な指標で比較しており、その結果、我が国の将来の年金水準は、欧米の先進国に比して遜色ないものである旨が報告されている。

なお、今後の所得代替率の指標としての在り方については、共働き世帯の増加といった働き方や単身者の増加といった社会経済情勢の変化を踏まえ、現在のサラリーマンOBと専業主婦というモデル世帯の在り方も含め、次期財政検証に向けて議論する課題であり、平成28年10月21日の衆議院厚生労働委員会において、その旨を、塩崎厚生労働大臣は、長妻昭議員に対し答弁した。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

